

(平成23年8月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

厚生年金関係

2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 5 月 1 日から 38 年 9 月 2 日まで

申立期間については、脱退手当金を支給済みとされているが、私は、脱退手当金を受給するための手続をした記憶は無く、受け取った記憶も無いので納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和38年11月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人には、申立期間以前に脱退手当金の計算の基礎となるべき被保険者期間が確認できるところ、申立期間とは別の厚生年金保険被保険者記号番号が払い出されており、当時、請求者からの申出がなければ社会保険事務所（当時）がこれを把握することは困難であったことから考えると、未請求期間があることに不自然さはない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿により、昭和39年6月24日に払い出されていることが確認できることから、この頃、国民年金の加入手続を行ったものと推認できるところ、申立人は国民年金の加入の動機について、母から勧められたためと述べている上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日以降、国民年金の強制加入期間であるにもかかわらず、オンライン記録を見ると、保険料の納付は39年1月からとされていることを踏まえると、当時、申立人に、被保険者期間を通算して将来の年金に反映させる意思があったとする事情はない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

高知厚生年金 事案 604

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 2 月 1 日から 36 年 1 月 1 日まで

申立期間については、脱退手当金を支給済みとされているが、私は、脱退手当金を受給するための手続をした記憶は無く、受け取った記憶も無いので納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人が記載されたページとその前後それぞれ 5 ページに記載されている女性被保険者 82 人のうち、オンライン記録により、脱退手当金の受給要件を満たし、かつ申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後 2 年以内に資格喪失した被保険者で、1 年以内に厚生年金保険被保険者資格を取得していない 13 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、7 人に脱退手当金の支給記録が確認できる上、7 人全員が資格喪失日から 6 か月以内に支給決定されており、そのうち 3 人については、資格喪失日と支給決定日がそれぞれ同一日とされていることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が考えられる。

また、申立期間に係る脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかがわれない。

さらに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 36 年 4 月 13 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがわれない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。